

倉吉市公告第 28 号

公募により第 10 期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務の委託事業者を選定するにあたり、その手続きを別添のとおり定めたので公告する。

令和 7 年 7 月 14 日

倉吉市長 広田 一恭



第 10 期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 7 月

倉吉市 長寿社会課

1. 目的

本業務は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条の規定に基づき、国や県の動向、本市の高齢者の状況等を的確に把握するとともに、本市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス見込量等を定める「第 10 期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

また、本計画では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）第 13 条に規定する「認知症施策推進計画」を包含する。

2. 業務概要

(1) 業務名

第 10 期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「第 10 期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3. 担当窓口

倉吉市健康福祉部長寿社会課 介護保険係 坂本

〒682-8633

鳥取県倉吉市堺町 2 丁目 253 番地 1

電 話：0858-22-7851

F A X：0858-27-0032

E-mail：choju22@city.kurayoshi.lg.jp

4. 提案上限額

11,149,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳） 令和 7 年度：5,957,000 円 令和 8 年度：5,192,000 円

※上記の金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5. 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6. スケジュール

No	項目	期間又は期限
1	公告	令和7年7月14日（月曜日）
2	質問書提出締切	令和7年7月18日（金曜日）
3	質問書回答期限	令和7年7月22日（火曜日）
4	参加表明書提出期限	令和7年7月28日（月曜日）
5	参加資格審査結果公表	令和7年7月29日（火曜日）
6	企画提案書、見積書提出締切	令和7年8月18日（月曜日）
7	プレゼンテーション実施	令和7年8月21日（木曜日）（予定）
8	選定結果通知	令和7年8月29日（金曜日）
9	契約締結	令和7年9月上旬

7. 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、公告日現在において、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、国又は地方公共団体から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 倉吉市の競争入札参加資格登録者名簿「各種調査委託（その他取扱品目）」に「計画策定」が登録されている者であること、若しくは一次書類審査結果の通知日までに登録を得る見込みの者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (7) 過去6年間に、本業務と同種業務の受託実績が10市町村以上あること。（調査業務のみの受託実績は対象外とする。）
- (8) 市民や関係機関への周知啓発のため、計画書・概要版のデザインや編集に専門的な知識や技術があること。

8. 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

- (ア) 提出期限 令和7年7月18日(金曜日) 午後5時
- (イ) 提出書類 質問書(様式1)
- (ウ) 提出方法 電子メールにて担当窓口宛てに提出すること

(2) 質問への回答

- (ア) 回答期限 令和7年7月22日(火曜日) 午後5時
- (イ) 回答方法 倉吉市の公式ホームページで公表する

9. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和7年7月28日(月曜日) 午後5時
- (2) 提出書類 参加表明書(様式2)
- (3) 提出方法 持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと

10. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年8月18日(月曜日) 正午

(2) 提出書類

- (ア) 企画提案書 6部
- (イ) 見積書 1部

(3) 提出物について

(ア) 企画提案書

下記の記載すべき事項に基づいて作成すること。企画提案書の枚数に制限は設けない。企画提案書のサイズは、日本工業規格A4横型(一部A3版資料折込使用可)とし、任意書式にて作成すること。

- ① 提案者の概要(会社概要)を記載してください。
- ② 業務実績について、過去6年間の本業務と同種業務の受託実績を記載してください。
- ③ 業務実施体制について、本業務における体制並びに担当者等について記載してください。
- ④ 業務全体に対する基本的な考え方及び取組方針を記載してください。
- ⑤ 国、県などの動向及び本市における現状と課題を踏まえたうえで計画策定の手法について記載してください。
- ⑥ 調査の実施、分析方法等、計画策定に関連する基礎数値や資料及び現状分析等に係る支援業務の具体的な内容について提案してください。
- ⑦ 計画策定委員会における支援のほか、本業務を実施する上で有効な支援内容等があれば提案してください。
- ⑧ 計画書・概要版のデザイン・編集について具体的な方法を提案してください。

- ⑨ 計画書（案）が完成するまでの提案者と本市の役割分担について提案してください。
- ⑩ 計画書（案）が完成するまでの作業工程（スケジュール）を提案してください。
- ⑪ 本業務の実施にあたっての個人情報の管理について記載してください。

※一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が管理する個人情報の取り扱いに関する認定（プライバシーマーク）や ISMS 認証等のセキュリティ対策に関する認証の取得を証明する書類の写しを添付すること。

（イ）見積書

本業務一式についての見積りを提出すること。（任意様式）

令和7年度及び令和8年度に係る金額がわかる見積書も提出すること。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積金額には消費税額を加算すること。

（4）提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと

11. プレゼンテーション

プレゼンテーションの日程及び内容等の詳細については、参加表明者に対し別途連絡する。

12. 審査方法

参加申し込み事業者数が4者以上の場合は、書類選考を1次審査として実施し、2次審査のプレゼンテーション審査を受けることができる事業者を3者程度に選定する。

参加資格審査結果は、令和7年7月29日（火）に、倉吉市の公式ホームページで公表する。

- （1）選定は、選定委員会において、提案書及びプレゼンテーション等の内容により、総合的に審査し決定する。
- （2）審査は、別に定める評価基準に基づき行います。
- （3）選定結果は、参加者全員に文書により通知し、倉吉市の公式ホームページで公表する。
- （4）審査の経緯及びその内容に関しての問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。
- （5）参加者が1者の場合においても審査を実施するものとし、その場合の技術点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとする。

13. 契約について

審査の結果、最優秀提案者を優先交渉権者とし、協議を行うこととする。なお、優先交渉権者との協議が整わず契約締結が不可能となった場合は、次点交渉権者（次点事業者）と協議を行う。

14. 留意事項

(1) 提案の個数

参加事業者は、一つの業務提案しか行うことができない。

(2) 提案に関する費用

業務提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する一切の費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) 資料等の取扱い

業務提案書等については、原則として受注者を選定する目的以外には使用しないものとし、前記以外の目的に使用する場合は、参加事業者の同意を得るものとする。

(4) 提出書類等の公表

提出書類及び選定の経過において本市が作成した資料に関し、倉吉市情報公開条例（平成 13 年倉吉市条例第 24 号）の規定に基づく公文書の開示の請求があった場合は、同条例第 10 条の不開示情報を除き、これを開示する。

倉吉市議会の審議等で選定経過及び結果について説明を要する場合は、必要な範囲で本市（執行部）から情報（資料を含む。）を提供する。

(5) 業務の再委託

業務を一括して再委託することは禁止する。ただし、業務の一部については、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(6) 権利譲渡の禁止

受注者は、本契約に基づく権利を他に譲渡し、又は抵当権、質権その他使用を阻害する権利等を設定してはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(7) 使用言語、単位及び通貨

業務提案及び業務提案見積に際して使用する言語は日本語、使用する単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本国内通貨を使用すること。

(8) その他

本市と優先交渉権者との間で締結する委託業務契約の解釈について疑義が生じた場合は、本市と優先交渉権者とは誠意をもって協議するものとする。